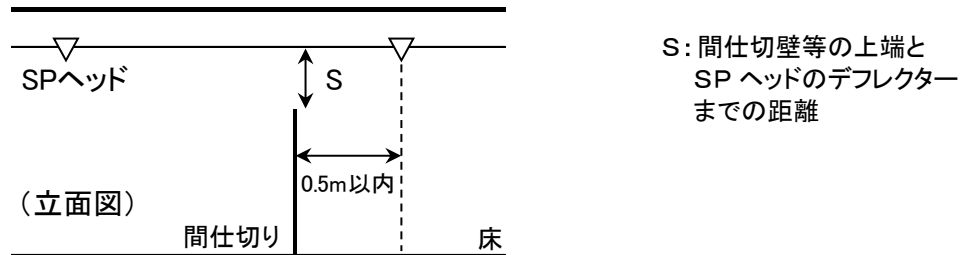


消防設備や届出に関する「よくある質問事項」

千葉市消防局予防部指導課

Q 1 間仕切壁を設けた場合のスプリンクラー設備の散水障害について教えてください。

A 間仕切壁の上部の開口状況に応じて、次により設置してください。



- ・ $S < 0.45\text{m}$ の場合は、間仕切壁等は散水障害として扱います。
- ・ $0.45\text{m} \leq S \leq 1\text{m}$ の場合は、スプリンクラーヘッドのデフレクターを結ぶ線から 0.5m 以内に間仕切壁等があれば、散水障害とは扱わないものとします。
- ・ $S > 1\text{m}$ であれば、設置場所によらず散水障害とは扱わないものとします。

Q 2 病院や診療所等に設置してあるカーテンに関して、スプリンクラー設備の散水障害について教えてください。

A カーテン（上部メッシュ形状のものも含む。）についても間仕切壁と同様に扱い、上記のQ 1と同じ扱いとなります。

なお、カーテンの取扱いは、病院や診療所等に限らず全ての建物で共通となります。

Q 3 建物内に新たに喫煙所を設けたいのですが、設置する自動火災報知設備の感知器種別を教えてください。

A 喫煙所に設置する感知器種別は下表によってください。無窓階かどうか不明な場合は予防部指導課若しくは管轄の消防署にお問い合わせください。

なお、建物にスプリンクラー設備、非常警報設備（スピーカー）、排煙設備等の設置がある場合、感知器以外にも当該消防用設備等の設置が必要となります。

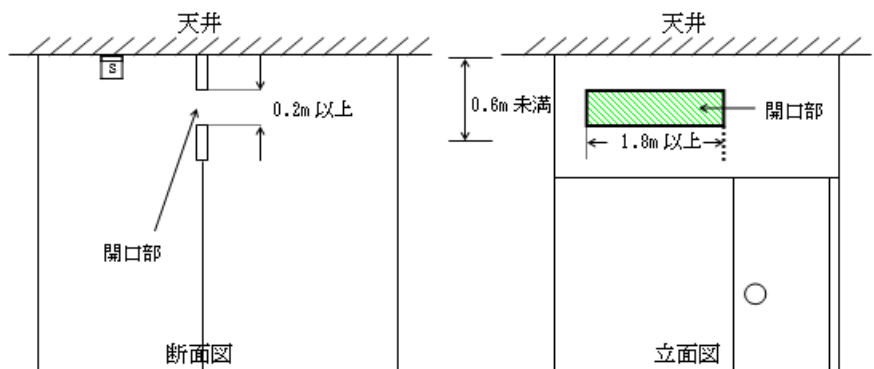
消防法上の用途	設置場所	感知器種別
(1)～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、 (15)項、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項 の防火対象物又はその部分	地階、無窓階、 1 1 階以上の部分	原則煙感知器
	上記以外	熱感知器、煙感知器等
上記以外の用途	設置場所問わず	熱感知器、煙感知器等

Q 4 間仕切壁等の上部が開いているのですが、間仕切ごとに自動火災報知設備の感知器が必要になりますか。

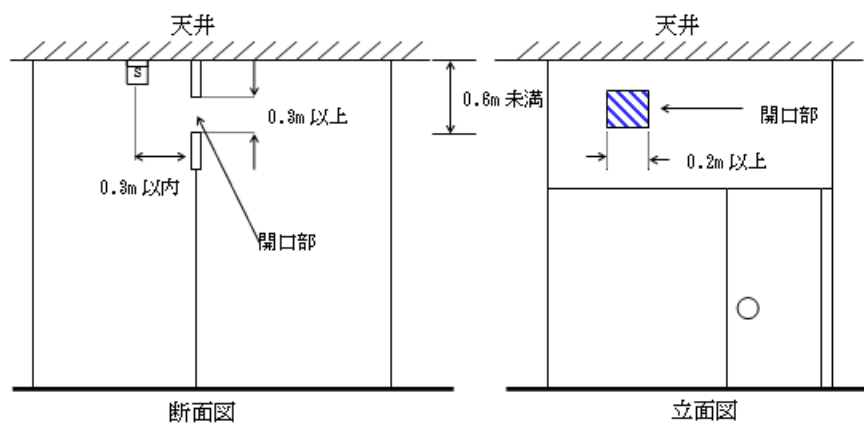
A 感知器は原則として感知区域（壁や梁（取付面から0.4m若しくは0.6m）等により区画された部分）ごとに設置しますが、煙感知器（スポット型）については、下記に適合する場合、隣接する感知区域を一の感知区域とすることができます。

感知区域を構成する間仕切壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取り付け面の下方0.6m未満）の部分に、空気の流通する有効な開口部（0.2m以上×1.8m以上の隙間）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができます。（第1図参照）

また、間仕切等の上部に開口部（0.3m以上×0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができます。（第2図参照）



第1図



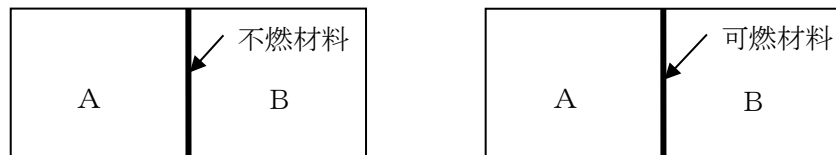
第2図

Q 5 物入れやP S、S K室に感知器の設置は必要ですか。

A 造りつけの物入れ等（押入れ、クローゼット等）で、水平断面積（内法寸法）が1 m²以上となる場合は、感知器の設置が必要です。

なお、連続している物入れ等は、不燃材料で区画されている場合を除き、面積は合算して判断します。（下図参照）

また、パイプスペース(P S)やトイレ内の清掃用流しのある室(S K)等においても、1 m²以上となる場合は、感知器の設置が必要となります。



AとBとは各々単独

AとBとの合計

Q 6 新築やテナント工事の際の消防検査の日程を予約したいのですが。

A 原則として予約は行っておらず、工事等の内容に応じて下表のとおりとしております。

工事等の内容	消防検査の日程調整をする時
新築、増築の場合	防火対象物使用開始届の提出時
テナント入居工事や建物内部の改修工事等の場合	防火対象物使用開始届の提出時 若しくは 工事する消防用設備等の設置届が 全て提出された時
消防用設備等の取替の場合	当該取替をする消防用設備等の設置届の提出時

なお、防火対象物使用開始届は、使用を開始する7日前までに予防部指導課若しくは管轄の消防署（消防用設備等の設置又は変更を伴わないものに限る。）に届出する必要があります。

Q 7 防火対象物使用開始届の添付資料について教えてください。

A 防火対象物の案内図、配置図、各階平面図、立面図のほか、求積図、断面図、内装仕上げ表、無窓階判定資料（算定書、キープラン図、建具表等）、火災予防条例で規制の対象となる火気設備等にかかる資料（給湯器の仕様書、厨房機器リスト等）、収容人員の算定表等を添付してください。

なお、建物の状況により添付を省略できる書類もありますので、予防部指導課までご相談ください。

Q 8 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物について教えてください。

A 消防法施行令第35条、千葉県火災予防施行規程第3条により、千葉県においては下表のとおりとしております。

項別	用途等	延べ面積
1項イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	300㎡以上
1項ロ	公会堂・集会場	300㎡以上
2項イ	キャバレー等	300㎡以上
2項ロ	遊技場等	300㎡以上
2項ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	300㎡以上
2項ニ	カラオケボックス等	全て※
3項イ	料理店等	300㎡以上
3項ロ	飲食店	300㎡以上
4項	物品販売店舗・展示場等	300㎡以上
5項イ	旅館・ホテル等	全て※
5項ロ	共同住宅等(千葉県火災予防条例で自動火災報知設備を設けるもの)	300㎡以上
	上記以外の5項ロ	500㎡以上
6項イ	病院・診療所・助産所等(6項イ(1)(2)(3))	全て※
	無床診療所・無床助産所(6項イ(4))	300㎡以上
6項ロ	老人短期入所施設・老人ホーム等	全て※
6項ハ	老人デイサービス・共同生活援助・保育所等(入居又は宿泊あり)	全て※
	上記以外の6項ハ	300㎡以上
6項ニ	幼稚園・特別支援学校等	300㎡以上

項別	用途等	延べ面積
7項	学校等	500㎡以上
8項	図書館・博物館等	500㎡以上
9項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等	300㎡以上
9項ロ	9項イ以外の公衆浴場	500㎡以上
10項	車両の停車場等	500㎡以上
11項	神社、寺院、教会等	1000㎡以上
12項イ	工場、作業場	500㎡以上
12項ロ	映画スタジオ等	500㎡以上
13項イ	自動車庫庫、駐車場	500㎡以上
13項ロ	飛行機の格納庫等	300㎡以上
14項	倉庫等	500㎡以上
15項	前各号に該当しない事業場	1000㎡以上
16項イ	複合用途(上記※の対象物が存するもの)	全て
	上記以外の16項イ	300㎡以上
16項ロ	16項イ以外の複合用途	300㎡以上
17項	重要文化財等の建造物	300㎡以上
18項	延長50m以上のアーケード	300㎡以上
特定一階段等防火対象物		全て

Q 9 消防設備を工事する場合、検査が省略になる範囲を教えてください。また、その際に添付する写真等についても教えてください。

A 千葉県消防局においては、「[消防用設備等の軽微な工事に係る運用](#)」を定めており、当該運用に定める「軽微な工事範囲」に該当するものについては、完成検査（現場確認を伴う検査）を省略できることとしております。

なお、「軽微な工事範囲」となっても消防用設備等設置届の提出は省略できず、その際に添付する写真等については、「[消防用設備等の軽微な工事に係る運用](#)」の表5を参照ください。